3　介護労働者の福祉の増進
　介護労働者の福祉の増進を図るため、感染症・腰痛対策やメンタルヘルス対策等の健康確保対策を推進するとともに、事業者に雇用される労働者以外の介護労働者に対する労災保険の特別加入制度や健康診断の受診等の促進を図ることとする。
4　関係機関の連携
　計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るためには、厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、市町村、公共職業能力開発施設、介護労働安定センター、独立行政法人雇用・能力開発機構、福祉人材センター、福祉・医療関係の法人及び団体等がそれぞれの長所をいかしつつ、互いに密接な連携を図っていくものとする。
5　給与等
　給与等は事業者と介護労働者との間で決められるものであり、その内容については労使に委ねるべきものであるが、事業所等の労使にあっては、人材確保やキャリア形成の支援といった観点に立ち、介護労働者等の従業者の給与について、キャリアと能力に見合う給与体系の構築等を図るとともに、他の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準等を踏まえ、適切な給与水準を確保していく視点が重要であるほか、事業者や事業者団体が、介護労働者の処遇改善に向けた取組に関する情報の公表について自主的、積極的に取り組むことが期待される。
　特に平成21年度介護報酬改定に関する審議報告において示された事業者の処遇改善に向けた取組に関する情報の公表や平成21年度補正予算に示された介護職員処遇改善交付金を通じた介護労働者の処遇改善に関しては、国として、その円滑な実施に努めるものとする。
6　経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の適正な雇用管理
　経済連携協定に基づいて受け入れる外国人介護福祉士候補者について、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の習得に向け、受入れ機関における十分な研修体制の構築を支援するとともに、外国人介護福祉士候補者と同様の業務に従事する日本人職員との均衡待遇を確保するなど、適正な雇用管理の確保を図る。
7　その他
　国民全体が、介護の問題を身近な問題として捉えるとともに、介護労働者の処遇や今後の人材確保の在り方を含め、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護労働者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、11月11日の介護の日においては、介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。

○農林水産省告示第千百三十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字貫気別二七六の一・二七八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七七の六、二七九の一、二八〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字貫気別二七六の一・二七八の五・二七九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道夕張市千代田四の一八・四の二一・八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐は、択伐による。
　　2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道足寄郡足寄町旭町三丁目八〇（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐は、択伐による。
　　2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道常呂郡訓子府町字豊坂一五八の二・二六六・二六七・二六八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐は、択伐による。
　　2　主伐として伐採をするごとができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町生田三一六の一地先・三一六の一（以上一筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐は、択伐による。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十一年八月二十一日
　　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町字宮越三三二の一・三三二の一六・三三二の二・三三三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。